

議 事 日 程

開議日時 令和6年9月24日(火)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 議第92号 京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第93号 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第94号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第95号 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第96号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第7 議第97号 京都市南岩本公園条例の制定について
- 第8 議第98号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第99号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第100号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第101号 京都市上京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について
- 第12 議第102号 京都市左京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について
- 第13 議第103号 指定管理者の指定について (保健福祉局関係)
- 第14 議第104号 指定管理者の指定について (保健福祉局関係)
- 第15 議第105号 指定管理者の指定について (保健福祉局関係)
- 第16 議第106号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第17 議第107号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第18 議第108号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第19 議第109号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第20 議第110号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第21 議第111号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第22 議第112号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第23 議第113号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第24 議第114号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第25 議第115号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第26 議第116号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第27 議第117号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第28 議第118号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第29 議第119号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第30 議第120号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第31 議第121号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第32 議第122号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第33 議第123号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第34 議第124号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第35 議第125号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第36 議第126号 指定管理者の指定について (子ども若者はぐくみ局関係)
- 第37 議第127号 市道路線の認定について
- 第38 議第128号 市道路線の廃止について
- 第39 議第129号 公立大学法人京都市立芸術大学定款の変更について
- 第40 議第130号 令和5年度京都市水道事業特別会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
- 第41 議第131号 令和5年度京都市公共下水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 第42 議第132号 令和6年度京都市一般会計補正予算
- 第43 報第2号 令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算
- 第44 報第3号 令和5年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

- 第45 報第4号 令和5年度京都市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第46 報第5号 令和5年度京都市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第47 報第6号 令和5年度京都市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第48 報第7号 令和5年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計歳入歳出決算
- 第49 報第8号 令和5年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計歳入歳出決算
- 第50 報第9号 令和5年度京都市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第51 報第10号 令和5年度京都市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 第52 報第11号 令和5年度京都市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 第53 報第12号 令和5年度京都市市公債特別会計歳入歳出決算
- 第54 報第13号 令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計歳入歳出決算
- 第55 報第14号 令和5年度京都市水道事業特別会計決算
- 第56 報第15号 令和5年度京都市公共下水道事業特別会計決算
- 第57 報第16号 令和5年度京都市自動車運送事業特別会計決算
- 第58 報第17号 令和5年度京都市高速鉄道事業特別会計決算
- 第59 山科区、西京区選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第60 淀川・木津川水防事務組合の議会の議員の選挙

~~~~~  
〔午前10時1分開議〕

**議長（西村義直）**ただ今から、令和6年京都市会定例会9月市会を開きます。

なお、今市会の審議期間は本日から11月6日までの44日間といたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。田中明秀議員と赤阪仁議員とにお願いいたします。

~~~~~

議長（西村義直）この場合、議長から御報告申し上げます。

市長から、損害賠償の額の決定、市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起及び裁判上の和解の成立、並びに調停の成立についての専決処分報告、令和5年度の京都市内部統制評価報告書、令和6年度の公立大学法人京都市立芸術大学、地方独立行政法人京都市立病院機構及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の各経営状況の説明及び業務実績に関する評価結果の報告書類、令和5年度京都市基本計画の実施状況及び令和6年度政策評価結果の報告、市民参加推進計画に基づく令和5年度施策実施状況及び令和6年度施策実施計画の報告、令和6年度外郭団体の経営状況及び経営評価結果を説明する書類、並びに令和5年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の公正な職務の執行の確保に関する状況等の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

また、市長から、令和5年度京都市土地基金運用状況報告書、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告、並びに債権の放棄の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に送付しておきました。

次に、公営企業管理者交通局長から、令和6年度交通事業経営評価結果の報告が、公営企業管理者上下水道局長から、令和6年度上下水道事業経営評価結果の報告が、また、教育長から、学校評価システムの令和5年度実施状況の報告がそれぞれ参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、公営企業管理者交通局長及び公営企業管理者上下水道局長から、債権の放棄の報告がそれぞれ参っております。これらの写しは、いずれもお手元に送付いたしておきました。

次に、人事委員会から、職員の給与等に関する報告及び勧告が参っております。この写しは、お手元に送付いたしておきました。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（西村義直）**日程に入ります。

日程第1、請願の付託及び陳情の回付を行います。

今回受理いたしました請願4件及び陳情58件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第2ないし日程第58、**議第92号京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について、ほか56件、以上57件を一括議題といたします。**

これらの議案及び決算の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） おはようございます。本日、9月市会の開会に当たり、市会議員の先生方の御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本議会に御提案申し上げます議案は、令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算などの決算議案が16件、補正予算が1件、条例の制定等が9件、契約議案が2件、指定管理者の指定が24件、その他の議案が5件の合計57件でございます。

御審議をお願いするに当たり、本議会で御提案しております議案のうち令和5年度決算につきまして、私から御説明申し上げます。それでは、お手元の令和5年度京都市決算実績報告書に基づき御説明申し上げます。

まず、3ページを御覧ください。一般会計の決算の概要でございます。令和5年度決算では、令和4年度に続き特別の財源対策を講じず88億円の黒字となっております。

歳入につきましては、個人市民税、固定資産税などが堅調に推移するとともに、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い宿泊者数が回復し宿泊税が増加するなど市税収入は過去最高の3,201億円と対前年度比で82億円の増となっております。加えて、国への要望により地方交付税を確保するなど一般財源収入は4,650億円となっております。これらに過去最高となる100億円を確保したふるさと納税寄付金や、生活保護、障害者福祉等に係る国庫支出金、中小企業融資制度預託金などの特定財源を加え、歳入総額は9,657億円となっております。

歳出につきましては、物価高騰により厳しい状況にある市民・事業者への下支え等の対策を講じるとともに、子育て・教育環境、福祉、安心安全の充実、文化・産業など、京都の魅力を守るとともに、その強みをいかしながら、課題の解決、京都の更なる発展に取り組んだ結果、歳出総額は9,548億円となっております。

4ページを御覧ください。昨年度の主な取組について御説明申し上げます。

まず、一つ目、多様な文化を創造・発信する世界の文化首都・京都戦略では、令和5年3月の文化庁京都移転、10月の京都市立芸術大学の新キャンパス移転を契機に、市内各地でのコンサートの実施や京都ならではのユニークベニューを活用したアートイベント等を開催し、アート市場の活性化を図るとともに新たな交流の創出に取り組みました。また、子供たちが文化芸術に親しみ、心豊かに育つまちの実現に向け、子供向け文化芸術サイトの開設や、若手芸術家等の活動に対する支援を通じて、地域活性化等に取り組んでまいりました。

二つ目、都市環境と価値観の転換を図る脱炭素・自然共生・循環型まちづくり戦略では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、京都ならではの脱炭素転換モデルを構築する脱炭素先行地域の創出や中小事業者の省エネ改修の支援などに取り組むとともに、令和5年4月からプラスチック製品の分別回収を開始するなど持続可能な循環型社会の実現に向け更なる取組を推進してまいりました。さらに、京都府と協働できようとして生物多様性センターを設置し、生物多様性に関する情報の収集・集積・担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等に取り組んでまいりました。

三つ目、京都ならではのほぐみ文化が広がる担い手成長支援戦略では、関係者の御理解・御協力の下、保育所等では、国定義による待機児童ゼロを11年連続、学童クラブ事業では、13年連続で達成することができました。また、子ども医療費助成制度の拡充や産後ケア事業の利用者負担の軽減等により子育て世帯の負担軽減を図ったことに加え、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトの推進、全員制中学校給食の実施に向けた調査など京都での子育てに魅力を感じていただける環境づくりに取り組んでまいりました。さらに、全国学力・学習状況調査では、京都市立の小学校が、4年連続で指定都市第1位となるなど、学力向上の取組成果が着実に表れております。

四つ目、人生100年時代に対応する地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略では、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設一体化整備が完了し、令和6年1月から愛称をCOCO・てらすとして供用を開始しております。また、成年後見支援制度の更なる利用促進等により、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めることができる地域共生社会の実現に向け取り組んでまいりました。

5ページを御覧ください。五つ目、いのちと暮らしを守り、都市の活力を支える強靱なインフラ整備戦略では、市民の皆様の命と暮らしを守るため、橋りょうの耐震補強や老朽化修繕、緊急輸送道路等の防災対策、河川の緊急対策や点検など、防災・減災対策に徹底的に取り組ましました。また、令和9年度の京都府南部消防指令センター共同運用開始に向け、消防指令システム等の整備設計に着手いたしました。

六つ目、歩いて楽しい持続可能な都市を構築する土地・空間利用と都市機能配置戦略では、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、魅力的な空間の創出を図っていくため、都市計画の見直しを行い、企業のオフィス・ラボの誘致による働く場の創出やアクセス性の高い主要な駅周辺での住む場所の創出などに取り組んでまいりました。また、空き家の所有者や京都で住まいをお探しの若者・子育て世代に向けて情報をお届けするウェブサイトを開設するなど、既存住宅活用の機運醸成に取り組んでまいりました。

七つ目、京都の文化、知恵を生かした社会・経済価値創造戦略では、京都サウスベクトルを始動するとともに、大規模テナントオフィスやレンタルラボ施設の立地促進制度の創設や企業立地促進制度補助金の充実など、都市計画の見直しと連動した企業立地支援に取り組んでまいりました。また、市内中小企業に対して、グローバル・ニッチ・トップ企業の創出に向けた海外展開支援や、伝統産業事業者に対してもインバウンド需要や海外販路開拓に向けた支援を実施してまいりました。さらに、木の文化・森林政策の分野では、非住宅建築物の木造・木質化への補助の充実など市内産木材の普及促進に取り組むとともに、手入れの行き届いていない人工林の天然林化に向けたモデル施業を実施してまいりました。

八つ目、市民生活の豊かさと文化の継承・創造につなげる観光の京都モデル構築・発信戦略では、観光需要が回復する中、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向け、主要観光地の混雑状況やリアルタイム映像等を配信する京都観光快適度マップの充実など観光課題対策を進めるとともに、京都観光モラルの普及・実践や、観光に対する市民理解の促進、SDGsに資するMICE開催への支援等に取り組んでまいりました。

6ページを御覧ください。九つ目、物価高騰対策等では、住民税非課税世帯等や低所得の子育て世帯への給付金を支給するとともに、学校給食及び福祉施設等の食材費高騰を受けて保護者や利用者の負担増加を抑制するなど物価高騰に直面する市民生活の支援を行いました。また、中小企業等を対象に物価高騰対策の支援金を給付するなど事業者を下支えするとともに、観光、公共交通等の担い手確保や生産力向上に対する支援など中小企業等の更なる成長を後押ししてまいりました。

7ページを御覧ください。続きまして、特別会計の決算でございます。

歳出決算の規模につきましては、介護保険事業や後期高齢者医療において高齢化の進展等により前年度から増加する一方、中央卸売市場第一市場などでは減となり、総額で6,001億1,400万円となっております。収支の状況につきましては、主に、国民健康保険事業において、令和4年度末の累積黒字の基金積立てや介護保険事業におけるサービス利用の増等により累積黒字が減少しております。今後とも、各特別会計において、効率的かつ効果的な事業の実施を図ってまいります。

私からは、以上、令和5年度決算概要を申し上げましたが、決算の黒字は黒字として受け止め、行財政改革は、この数年とは異なる段階へと進めなければならないと考えておりますが、同時に、少子高齢化の現状、今後の京都の市民生活の安定と京都の経済社会の活性化に向けての行財政需要の先行きを考えるとき、財政について楽観は許されない状況だと考えております。たゆまぬ市政改革が、そしてその努力が必要と考えております。

その他、本議会に御提案申し上げております各議案につきまして、その大要及び各公営企業会計による決算の状況等を副市長から説明させていただきますので、よろしくご説明申し上げます。以上でございます。

議長（西村義直） 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

副市長（岡田憲和） それでは、私から、本議会に御提案いたしております各議案につきまして御説明申し上げます。その後、吉田副市長から、水道事業及び公共下水道事業の決算の概要について、竹内副市長から、自動車運送事業及び高速鉄道事業の決算の概要、並びに財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況について御説明申し上げます。

初めに、補正予算についてでございます。議第132号令和6年度京都市一般会計補正予算は、令和5年度決算の黒字を活用し過去負債の返済を行うほか、府市トップミーティングで合意した探究学習の充実などを行うため計34億3,400万円を補正しようとするものでございます。

まず、過去負債の返済についてでございます。令和5年度決算の黒字を活用し、この間一般会計の収支不足を補填するために行ってきた公債償還基金からの計画外の取崩しについて、25億円増額返済するものでございます。

その他、見込みより多く生じた市税還付金、想定を上回る寄付金獲得に伴う Arts Aid KYOTO の増額補正を行います。

また、観光地等交通対策として、東大路通における通過車両の流入抑制に向けた社会実験の実施や府市連携で実施する高校における探求学習の充実、GIGAスクール構想における端末等の更新に備えた債務負担行為を設定しようとするものでございます。

補正予算については、以上でございます。

次に、条例の制定等についてでございます。まず、議第92号京都市地球温暖化対策条例の一部改正は、都市緑地法の一部が改正されたこと等に伴い規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第93号京都市宝が池公園運動施設条例の一部改正は、京都市宝が池公園運動施設に、新たにアーバンスポーツパークを設置するとともに、利用料金の上限額等を定めようとするものなどでございます。

次に、議第94号京都市国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第95号京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正は、京都市柏野学童保育所を京都市翔鸞学童保育所に統合しようとするものでございます。

次に、議第96号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、地方分権一括法の施行により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、京都市駐車場条例ほか8条例について規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第97号京都市南岩本公園条例の制定は、京都駅東南部エリア活性化方針に基づき令和6年度に再整備を行い、令和7年度に開園を予定している南岩本公園について指定管理者に公園の管理を行わせるとともに、同公園を利用するものが業として写真又は映画を撮影する場合や、イベント、飲食物等の物品販売を行う場合等における利用料金を指定管理者の収入として収受させるものでございます。

次に、議第98号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、市長の附属機関として、桃陵市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について審議するため、京都市桃陵市営住宅団地再生事業検討委員会を設置しようとするものでございます。

次に、議第99号京都市市営住宅条例の一部改正は、老朽化により除却した木津市営住宅を廃止しようとするものでございます。

次に、議第100号京都市立小学校条例の一部改正は、京都市立鞍馬小学校を京都市立市原野小学校に統合しようとするものでございます。

条例の制定等については、以上でございます。

続きまして、契約議案でございます。

議第101号及び議第102号の2件は、上京区及び左京区の総合庁舎整備等事業実施契約の変更であり、企業向けサービス価格指数の上昇に伴い維持管理費分の支払額を変更しようとするものでございます。

契約議案については、以上でございます。

続きまして、議第103号から議第126号までの24件は、いずれも指定管理者の指定であり、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局が所管する公の施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、議第127号及び議第128号は、市道路線の認定及び廃止でございます。

次に、議第129号は、公立大学法人京都市立芸術大学における定款の変更であり、地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、理事会における議決事項等を変更しようとするものでございます。

最後に、議第130号及び議第131号は、水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計において、それぞれ令和5年度決算で生じた利益等を処分しようとするものでございます。

私からは、以上でございます。

議長（西村義直） 吉田副市長。

〔吉田副市長登壇〕

副市長（吉田良比呂） 続きまして、私から、水道事業及び公共下水道事業の決算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度京都市決算実績報告書の8ページにお戻りください。まず、水道・公共下水道事業における政策推進の状況でございます。

中期経営プラン（2023-2027）の初年度として、プランに掲げた年次計画を着実に推進するとともに経営基盤の強化に努めてまいりました。水道事業におきましては、老朽化した配水管の布設替え、新山科浄水場導水トンネルなどの水道施設の改築更新、地震対策を進めてまいりました。公共下水道事業におきましては、下水道管路及び下水処理施設の改築更新、地震対策を進めるとともに、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線などの整備、合流式下水道の改善対策などを進めてまいりました。また、老朽化した配水管の更新や下水道の将来の大規模更新の財源となる積立金について、プランの見込みを上回って確保することができました。

次に、会計ごとの経営状況でございます。水道事業におきましては、節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続く中、有収水量の増加に伴う水道料金収入の増加により、経常収益は対前年度比7億1,100万円増の320億8,700万円となりました。一方、支出では、管路や施設の改築更新、耐震化などの推進に応じて減価償却費が増加したものの業務執行体制の見直しなどにより人件費が企業債残高の削減により支払利息がそれぞれ減少したことなどにより、経常費用は対前年度比4億3,200万円減の273億7,700万円となりました。この結果、当年度経常利益は47億1,000万円となり、これに減損損失の計上により生じた特別利益及び特別損失を加えた当年度純利益は27億1,600万円の黒字となりました。

続きまして、公共下水道事業の経営状況でございます。有収汚水量の増加に伴う下水道使用料収入の増加により、経常収益は、対前年度比2億9,600万円増の477億5,500万円となりました。支出面では、業務執行体制の見直しなどにより人件費が、企業債残高の削減により支払利息がそれぞれ減少したものの、老朽化対策のための修繕費などの増加などにより経常費用は対前年度比3,400万円増の440億8,900万円となりました。この結果、当年度経常利益は、36億6,600万円となり、これに減損損失の計上により生じた特別損失を加えた当年度純利益は、26億6,600万円の黒字となりました。

以上が、水道事業及び公共下水道事業の令和5年度の経営状況でございます。

私からは、以上でございます。

議長（西村義直） 竹内副市長。

〔竹内副市長登壇〕

副市長（竹内重貴） 続きまして、私から、自動車運送事業及び高速鉄道事業の決算の概要、並びに財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況につきまして御説明申し上げます。

令和5年度京都市決算実績報告書の10ページを御覧ください。まず、自動車運送・高速鉄道事業における政策推進の状況でございます。

京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】に基づき、市民生活と多様な都市活動を支える役割を将来にわたり果たしていけるよう、経営健全化の推進と市バスの混雑対策の2点を喫緊の重要課題として積極的に取り組んでまいりました。

また、交通事業者として最大の責務である輸送の安全確保に向けた安全・安心の取組をはじめ利便性・快適性の向上によるサービス改善のほか、明確な理念に基づくなりふり構わない経営改善の取組、担い手不足への対応等、社会課題解決や都市の成長戦略への貢献の五つの主要事項を着実に推進するとともに、令和5年5月の新型コロナの5類移行等に伴う外国人旅行者の増加も相まって、市バス・地下鉄共に経営ビジョンに掲げた財政目標の経常損益の黒字化を達成しました。

次に、会計ごとの経営状況でございます。自動車運送事業におきましては、市バスの1日当たりのお客様

数は、コロナ禍前の令和元年度に及ばないものの33万3,000人と対前年度から増加したことにより運送収益が増加となり、経常収益は、対前年度比22億4,400万円増の219億5,900万円となりました。一方、経常費用は、給与改定による人件費の増等により対前年度比2億5,900万円の増となり、207億6,500万円となりました。この結果、当年度純損益は、対前年度比19億8,500万円増の11億9,400万円の黒字となり、令和元年度以来4年ぶりの黒字決算となっております。軽油価格をはじめとする物価高騰等の影響を考慮すると依然として厳しい経営状況にあることから、引き続き経営改善に努めてまいります。

続きまして、高速鉄道事業の経営状況でございます。地下鉄の1日当たりのお客数数は、市バスと同様、コロナ禍前の令和元年度には及ばないものの38万5,000人と対前年度から増加したことにより運輸収益が増加となり、経常収益は、対前年度比31億3,300万円増の331億9,600万円となりました。一方、経常費用は、人件費の増や物価高騰による修繕費の増等により、対前年度比2億400万円の増となり、309億4,500万円となりました。この結果、当年度純損益は、対前年度比29億2,900万円増の22億5,100万円の黒字となり、令和元年度以来4年ぶりの黒字決算となっております。いまだ多額の企業債残高を抱える厳しい経営状況にあることから、自動車運送事業同様、引き続き、経営改善に努めてまいります。

以上が、自動車運送事業及び高速鉄道事業の令和5年度の経営状況でございます。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断比率について御説明いたします。11ページを御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度と同様、一般会計及びその他特別会計が全て黒字であることから赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は、市税の増加等に伴い標準財政規模が増加したこと等により、前年度から0.1ポイント減の11.8パーセントとなりました。将来負担比率は、過去負債の返済や満期一括償還に備えた着実な積立てにより公債償還基金残高が増加したこと、また、地方債の残高が着実に減少していること等により将来負担額が減少し、前年度から8.1ポイント減の140.5パーセントに改善しました。今後も過去負債の返済を着実に実施するなど、財政指標の更なる改善を図ってまいります。

本議会に御提案いたしました議案の大要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（西村義直） この場合、お諮りいたします。ただ今議題となっております議案57件のうち議第132号については審議を続行し、残余の議案の審議はこの程度にとどめたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認め、さよう決めます。

井上よしひろ議員。

井上よしひろ議員 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっております議第132号については、67名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、慎重審議願いたいと思っております。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（西村義直） ただ今、井上よしひろ議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今の井上議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって、井上議員の動議のとおり決めます。

なお、予算特別委員は、全議員67名の方を指名いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第59、これより山科区、西京区選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選の方法によることとし、議長から指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、議長において、ただ今お手元に配付してあります名簿の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長から指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、議長から指名いたしました方々が山科区、西京区選挙管理委員及び補充員に当選されました。

~~~~~

議長（西村義直）日程第60、これより淀川・木津川水防事務組合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推選の方法によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって、議長において、ただ今お手元に配付してあります名簿の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長から指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって、議長から指名いたしました方々が淀川・木津川水防事務組合の議会の議員に当選されました。

~~~~~

議長（西村義直）本日の審議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会いたします。

〔午前10時32分延会〕

~~~~~

議 長	西 村 義 直
署名議員	田 中 明 秀
同	赤 阪 仁